

特定非営利活動法人 逃げトレ 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本法人は、特定非営利活動法人 逃げトレという。

(事務所)

第2条 本法人は、主たる事務所を京都府京都市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本法人は、津波をはじめとする自然災害に関して、住民、学校、行政、企業など多様な主体が科学的知見に基づいた実効性のある防災行動を行うことができるよう、防災意識の普及・啓発に努め、効果的な防災訓練を実施するためのデータ収集・分析等を実施することを通して、地域防災力の向上と被害軽減を目指すことを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 本法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第2条別表に掲げる次の活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 災害救援活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 地域安全活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 情報化社会の発展を図る活動
- (7) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 本法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 津波避難訓練支援アプリ「逃げトレ」の調査・研究・開発・運用及び活用支援事業

- ② 避難行動データを活用した地域防災戦略検討システム「逃げトレView」の調査・研究・開発・運用及び活用支援事業
- ③ 学校・企業・自治体向けの防災教育・研修及びその調査・開発事業
- ④ 防災に関する調査研究・開発・学術交流及び成果発信
- ⑤ 地域住民とのワークショップ、講演会、シンポジウムの開催
- ⑥ 防災教材、映像教材、アプリ等の企画・制作・販売
- ⑦ 学校・企業・自治体等からの受託による防災訓練企画・調査研究・計画・開発業務
- ⑧ 災害に強いひとづくり、まちづくりにおいて、本法人の目的達成に資する必要なその他事業

第3章 会員

(種別)

第6条 本法人の会員は、次の1種とし、正会員をもって法上の社員とする。

- (1) 正会員 本法人の目的に賛同して入会した個人又は団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会で別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退会)

第9条 会員は、理事長に退会届を提出することにより、任意に退会できる

(会員の資格の喪失)

第10条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本定款等に違反したとき。
- (2) 本法人の事業の運営及び業務を妨害したとき。
- (3) 自己又は第三者の利益のために本法人を利用する等の不正行為を行ったとき。
- (4) 本法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種類及び定数)

第13条 本法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上15名以内

(2) 監事 1名以上2名以内

2 理事のうち、1人を理事長とする。

(選任)

第14条 理事及び監事は、総会の決議により選任する。

2 理事長は理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又は本法人の職員を兼ねることができない

(職務)

第15条 理事長は、本法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、本法人の業務について、本法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、本定款の定め及び理事会の議決に基づき、本法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) 本法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、本法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又は本法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期)

第16条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会終結の時までとする。ただし、同通常総会が役員任期の開始の日から2年以内に開催されない場合は、2年とする。なお、再任は妨げない。

2 役員選任後2年以内に後任の役員が選任されていない場合に限り、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長することができる。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決を経て、当該役員の解任をすることができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 20 条 本法人に、職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総会

(総会)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成し、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

2 総会は、本法人の最高意思決定機関とする。

(権能)

第 22 条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算に関する事項
- (5) 事業報告及び活動決算に関する事項
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬に関する事項
- (7) 入会金及び会費に関する事項
- (8) 長期借入金、その他新たな義務の負担及び権利の放棄に関する事項
- (9) 事務局の組織等に関する事項
- (10) その他本法人の運営に関する重要事項

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎年 1 回、6 月に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 24 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、本定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 正会員全員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、前条第 2 項、次条第 1 項第 2 号及び第 46 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 1 名以上が署名又は記名押印しなければならない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 6 章 理事会

(理事会)

第 30 条 理事会は、理事をもって構成し、法人の業務執行に関する重要事項を決議する。

(権能)

第 31 条 理事会は、本定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 32 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 2 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 33 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、理事長が行うか、または、理事長が理事から指名する。

(議決)

第 35 条 理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条第 2 項及び次条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 1 名以上が署名又は記名押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 38 条 本法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (3) 寄附金及び助成金
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 資産から生ずる収益
- (6) その他の収益

(事業年度)

第 39 条 本法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(資産の管理)

第 40 条 本法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 本法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第 42 条 本法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 43 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 44 条 本法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第 45 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 46 条 本定款の変更は、正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 47 条 本法人は、以下に定める事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由により本法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 48 条 本法人の解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）に伴う残余財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会にて議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第 49 条 本法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 50 条 本法人の公告は、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表に係る公告については、法人のホームページにて行う。

第 10 章 雑則

(細則)

第 51 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 本定款は、本法人の成立の日から施行する。
- 2 本法人の設立時役員は、次のとおりとする。
理事長 矢守 克也
理事 逢坂 (杉山) 高志
ト部 兼慎
吉岡 (横山) 愛子
監事 大川 真司
- 3 本法人の主たる事務所は、京都府京都市中京区清水町 352 番地 3 に置く。
- 4 本法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から 2027 年 6 月 30 日までとする。
- 5 本法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 42 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 6 本法人の設立当初の事業年度は、第 39 条の規定にかかわらず、成立の日から 2027 年 3 月 31 日までとする。
- 7 本法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
正会員入会金 5,000 円
正会員会費 5,000 円 (1 年間分)

(法第10条第1項関係)

令和8年2月6日 時点

役員名簿

特定非営利活動法人 逃げトレ

役職名	氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	矢守 克也		無
理事	逢坂 高志 (杉山 高志)		無
理事	卜部 兼慎		無
理事	吉岡 愛子 (横山 愛子)		無
監事	大川 真司		無

特定非営利活動法人 逃げトレ 設立趣旨書

1. 設立の趣旨

近年、南海トラフ地震などの発生リスクが高まる中、東日本大震災を契機として、京都大学、九州大学、株式会社 GK 京都、有限会社アールツー・メディアソリューションが中心となり開発を続けてきた津波避難訓練支援アプリ「逃げトレ」は、いつでも気軽にスマートフォンで津波からの避難行動のトレーニングが行えるツールとして、多くの方にご利用いただけてきました。

また、この「逃げトレ」での訓練結果データを活用し、利用者の避難行動のふるまいを分析するための Web アプリケーション「逃げトレ View」も、連動した形で開発および実用に向けた活動を推進しています。

われわれ逃げトレ開発チームは、防災研究の1つとして、これら「逃げトレ」と「逃げトレ View」を連携させたサービスの提供により、科学的知見に基づいた実効性のある津波避難行動への意識と理解の普及、および避難環境整備のための有効な情報プラットフォームを目指し、実地での検証や活用方法の検討をこれまで取り組んできました。

そして、この「逃げトレサービス」を各自治体や教育機関、民間企業に利活用いただけるような基盤・環境の整備活動、また住民一人ひとりの行動が地域全体の知見へと還元されていく「シチズンサイエンス」の考え方に基づいた「みんなの逃げトレらぼ」活動の推進など、それらを社会へ価値あるものとして提供することを安定・継続的に推進していくためには、「逃げトレサービス」の事業化が必要と考えました。

そこで、われわれ逃げトレ開発チームは、今後のサービス提供に際して、社会的な信用を得て幅広く活動し、広く価値を届けていくことを目的として、特定非営利活動法人の設立への運びとなりました。

2. 活動の必要性

大規模地震・津波災害の発生が懸念される中、

- ・市民が適切な安全確保行動（避難行動）を身につけること
- ・そのために必要な適切な情報が市民に届けられること
- ・地震・津波から安全を確保するための環境整備に向けた実用的な情報提供

が求められています。

しかし、多くの津波の危険がある地域では継続的かつ有効な避難訓練の実施や、科学的根拠に基づく情報の収集・分析をもとにした具体的かつ効果的な対策ができていないのが現状です。

この課題に対し、「逃げトレ」と「逃げトレ View」による「逃げトレサービス」、および「みんなで逃げトレらぼ」活動は、津波からの安全確保行動（避難行動）の訓練にいつでも取り組むことができ、地域の防災力向上に寄与する実践的データや知見を提供することができます。

これらを社会に広く普及させ、自治体や教育機関および民間企業と連携しながら、地域の防災力を高める取り組みを安定的に推進していく必要があります。

3. 活動の概要

本法人は、これまでの研究と実証実験で得られた成果を社会に広く還元するため、以下のような活動を行います。

1. 津波避難訓練支援アプリ「逃げトレ」の運用・普及
地域住民、学校、企業、行政などを対象に、実際の地形と津波想定に基づく避難体験を提供し、防災意識を高める。
 2. 津波避難戦略検討システム「逃げトレ View」を活用した地域支援
「逃げトレ」で得られた避難行動データを解析し、自治体が避難路・避難所・誘導サイン等の整備を行う際の計画・判断を科学的に支援することで、地域の防災対策の実効性向上に貢献する。
 3. 防災教育・研修事業
学校教育や自治体、企業、地域での研修への「逃げトレサービス」導入を通じ、児童・生徒・職員・市民が主体的に防災や安全確保行動が学べる体験型教育を推進する。
 4. 研究・開発・学際連携事業
津波避難行動の分析やアプリ機能の改良、地域版シミュレーションの高度化など、継続的な研究開発を推進する。
研究成果を学術会議・行政・市民社会に共有し、実践と研究の循環を生み出す。
-

4. 将来の展望

本法人は、研究機関との協働を継続しながら、全国各地の自治体、教育機関、企業、住民団体と連携し、次のような取り組みを進めていきます。

- 住民・学校・行政・企業の属性に応じた防災プログラムの展開
- 「逃げトレView」を用いた避難誘導サイン・避難路・避難所整備への実践的支援
- 科学的データに基づく地域防災計画・まちづくり支援
- 災害時行動データの分析による政策提言と教育効果の検証
- 国内外の津波被災地への知見提供と国際連携の推進

これらの活動を通して、「自分の命を自分で守る力」を社会全体で高め、地域に根ざした災害に強いひとづくりとして“津波から逃げきる力”を育てる、そんな防災文化を育てていきます。

5. 結び

私たちは、学術研究として生まれた「逃げトレ」を、社会の実践の中で活かし、すべての人が安全に避難できる社会の実現を目指します。

この理念に賛同し、住民・教育機関・行政・企業・研究者が連携して活動を進めるために、ここに特定非営利活動法人 逃げトレを設立いたします。

令和8年2月6日

主たる事務所所在地：京都府京都市中京区清水町 352 番地 3

発起人代表 矢守 克也

発起人一同 杉山 高志・卜部 兼慎・横山 愛子・高橋 直希・土肥 真維華・西野 隆博

特定非営利活動法人逃げトレ

設立代表者

住所：

氏名：矢守 克也

設立当初の事業年度の事業計画書

法人成立の日から 2027 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人逃げトレ

1 事業実施の方針

設立当初の事業年度は、社会全体の防災意識向上および適切な津波避難行動の促進を目的として、以下の事業以下の事業を確実に実施することを目標とする。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象 者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位： 千円)
1. 津波避難訓練支援 アプリ「逃げトレ」 の調査・研究・開 発・運用及び活用支 援事業	● アプリの不具合を 改善するためのア ップデートを行 う。	(A) 年1回程度 (B) インターネッ ト上 (C) 7人	(D) 当該サービ スの利用登 録を行なっ た利用者 (E) 不特定多数	30
2. 避難行動データを 活用した地域防災 戦略検討システム 「逃げトレ View」 の調査・研究・開 発・運用及び活用支 援事業	● アプリの正式リリ ースに向け、必要 な機能実装、動作 検証、運用体制の 整備等を行う。	(A) 年1回程度 (B) インターネッ ト上 (C) 7人	(D) 当該サービ スの利用登 録を行なっ た利用者 (E) 不特定多数	40
3. 学校・企業・自治体 向けの防災教育・研 修及びその調査・開 発事業	● 沿岸地域を中心と した学校・企業・ 自治体を対象に、 利用方法や活用意 義を伝える広報活 動を実施する。	(A) 年1回程度 (B) 当該事業の実 施を依頼する 団体の所在地 およびオンラ イン上 (C) 7人	(D) 沿岸地域を 中心とした 学校・企業・ 自治体に所 属する生徒、 教職員、従業 員、地域住民 (E) 不特定多数	210

4. 防災に関する調査研究・開発・学術交流及び成果発信	<ul style="list-style-type: none"> ● 逃げトレおよび逃げトレ View に関する学会発表・研究論文発表を行う。 ● 防災関連イベントへの出展を行う。 	(A) 年1回程度 (B) オンライン上および依頼先所在地 (C) 7人	(D) 防災研究に取り組む研究者、防災に関心があるメディアや一般市民 (E) 不特定多数	40
5. 地域住民とのワークショップ、講演会、シンポジウムの開催	<ul style="list-style-type: none"> ● サービスの利用方法や活用意義を伝える広報活動を実施する。 	(A) 年1回程度 (B) 当該事業の実施を依頼する団体の所在地およびオンライン上 (C) 7人	(D) 沿岸地域の住民および来訪者 (E) 不特定多数	40
6. 防災教材、映像教材、アプリ等の企画・制作・販売	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災教材、映像教材、防災アプリ等の企画・制作を行うとともに、自治体、学校、企業等に向けた提供・販売および活用促進に取り組む。 	(A) 年1回程度 (B) 主たる事務所 (C) 7人	(D) 沿岸地域を中心とした学校・企業・自治体に所属する生徒、教職員、従業員、地域住民 (E) 不特定多数	50
7. 学校・企業・自治体等からの受託による防災訓練企画・調査研究・計画・開発業務	<ul style="list-style-type: none"> ● 津波災害を想定した防災訓練の企画・設計、調査研究、各種防災・避難計画の策定支援および訓練・計画の実施に必要な教材・ツール等の開発業務を、学校・企業・自治体等からの受託により実施する。 	(A) 年1回程度 (B) 当該事業の実施を依頼する団体の所在地 (C) 7人	(D) 沿岸地域を中心とした学校・企業・自治体に所属する生徒、教職員、従業員、地域住民 (E) 不特定多数	70
8. 災害に強いひとづくり、まちづくりにおいて、本法人の目的達成に資する必要なその他事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 各種メディアを利用したサービスの利用方法や活用意義を伝える広報活動を実施する。 	(A) 年1回程度 (B) オンライン上および依頼先所在地 (C) 7人	(D) 防災研究に取り組む研究者、防災に関心があるメディアや一般市民 (E) 不特定多数	30

2027年度の事業計画書

2027年4月1日から2028年3月31日まで

特定非営利活動法人逃げトレ

1 事業実施の方針

社会全体の防災意識向上および適切な津波避難行動の促進を目的として、以下の事業以下の事業を確実に実施することを目標とする。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象 者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位： 千円)
1. 津波避難訓練支援 アプリ「逃げトレ」 の調査・研究・開 発・運用及び活用支 援事業	● アプリの不具合を 改善するためのア ップデートを行 う。	(A) 年1回程度 (B) インターネッ ト上 (C) 7人	(D) 当該サービ スの利用登 録を行なっ た利用者 (E) 不特定多数	30
2. 避難行動データを 活用した地域防災 戦略検討システム 「逃げトレ View」 の調査・研究・開 発・運用及び活用支 援事業	● アプリの不具合を 改善するためのア ップデートを行 う。	(A) 年1回程度 (B) インターネッ ト上 (C) 7人	(D) 当該サービ スの利用登 録を行なっ た利用者 (E) 不特定多数	40
3. 学校・企業・自治体 向けの防災教育・研 修及びその調査・開 発事業	● 沿岸地域を中心と した学校・企業・ 自治体を対象に、 利用方法や活用意 義を伝える広報活 動を実施する。	(A) 年1回程度 (B) 当該事業の実 施を依頼する 団体の所在地 およびオンラ イン上 (C) 7人	(D) 沿岸地域を 中心とした 学校・企業・ 自治体に所 属する生徒、 教職員、従業 員、地域住民 (E) 不特定多数	210

4. 防災に関する調査研究・開発・学術交流及び成果発信	<ul style="list-style-type: none"> ● 逃げトレおよび逃げトレ View に関する学会発表・研究論文発表を行う。 ● 防災関連イベントへの出展を行う。 	(A) 年1回程度 (B) オンライン上および依頼先所在地 (C) 7人	(D) 防災研究に取り組む研究者、防災に関心があるメディアや一般市民 (E) 不特定多数	40
5. 地域住民とのワークショップ、講演会、シンポジウムの開催	<ul style="list-style-type: none"> ● サービスの利用方法や活用意義を伝える活動を実施する。 	(A) 年1回程度 (B) 当該事業の実施を依頼する団体の所在地およびオンライン上 (C) 7人	(D) 沿岸地域の住民および来訪者 (E) 不特定多数	40
6. 防災教材、映像教材、アプリ等の企画・制作・販売	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災教材、映像教材、防災アプリ等の企画・制作を行うとともに、自治体、学校、企業等に向けた提供・販売および活用促進に取り組む。 	(A) 年1回程度 (B) 主たる事務所 (C) 7人	(D) 沿岸地域を中心とした学校・企業・自治体に所属する生徒、教職員、従業員、地域住民 (E) 不特定多数	50
7. 学校・企業・自治体等からの受託による防災訓練企画・調査研究・計画・開発業務	<ul style="list-style-type: none"> ● 津波災害を想定した防災訓練の企画・設計、調査研究、各種防災・避難計画の策定支援および訓練・計画の実施に必要な教材・ツール等の開発業務を、学校・企業・自治体等からの受託により実施する。 	(A) 年1回程度 (B) 当該事業の実施を依頼する団体の所在地 (C) 7人	(D) 沿岸地域を中心とした学校・企業・自治体に所属する生徒、教職員、従業員、地域住民 (E) 不特定多数	70
8. 災害に強いひとづくり、まちづくりにおいて、本法人の目的達成に資する必要なその他事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 各種メディアを利用したサービスの利用方法や活用意義を伝える広報活動を実施する。 	(A) 年1回程度 (B) オンライン上および依頼先所在地 (C) 7人	(D) 防災研究に取り組む研究者、防災に関心があるメディアや一般市民 (E) 不特定多数	30

設立当初の事業年度 活動予算書

法人成立の日から2027年3月31日まで

特定非営利活動法人逃げトレ

(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1.受取会費			
正会員受取会費	55,000		
正会員受取入会金	55,000	110,000	
2.受取寄附金			
受取寄付金	100,000	100,000	
3.受取助成金等			
受取民間助成金	600,000	600,000	
4.事業収益			
防災コンテンツ提供事業収益	100,000		
防災啓発イベント事業収益	100,000	200,000	
経常収益計			1,010,000
II 経常費用			
1.事業費			
(1) 人件費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
通信運搬費	10,000		
消耗品費	50,000		
広告宣伝費	50,000		
印刷製本費	50,000		
旅費交通費	350,000		
その他経費計	510,000		
事業費計		510,000	
2.管理費			
(1) 人件費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
地代家賃	66,000		
消耗品費	10,000		
通信費	10,000		
支払手数料	10,000		
会議費	10,000		
登記・法定費用	10,000		
業務委託費(会計事務代行)	132,000		
専門家謝金(会計士報酬)	165,000		
その他管理費(雑費)	22,000		
その他経費計	435,000		
管理費計		435,000	
経常費用計			945,000
当期経常増減額			65,000
III 経常外収益			
1.固定資産売却益			
経常外収益計		0	0
IV 経常外費用			
1.過年度損益修正損			
経常外費用計		0	0
当期正味財産増減額			65,000
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			65,000

設立当初の事業年度 活動予算書

2027年4月1日から2028年3月31日まで

特定非営利活動法人逃げトレ

(単位：円)

科目	金額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	55,000	55,000
2. 受取寄附金		
受取寄付金	100,000	100,000
3. 受取助成金等		
受取民間助成金	600,000	600,000
4. 事業収益		
防災コンテンツ提供事業収益	100,000	
防災啓発イベント事業収益	100,000	200,000
経常収益計		955,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
人件費計	0	
(2) その他経費		
通信運搬費	10,000	
消耗品費	50,000	
広告宣伝費	50,000	
印刷製本費	50,000	
旅費交通費	350,000	
その他経費計	510,000	
事業費計		510,000
2. 管理費		
(1) 人件費		
人件費計	0	
(2) その他経費		
地代家賃	66,000	
消耗品費	10,000	
通信費	10,000	
支払手数料	10,000	
会議費	10,000	
業務委託費(会計事務代行)	132,000	
専門家謝金(会計士報酬)	165,000	
その他管理費(雑費)	22,000	
その他経費計	425,000	
管理費計		425,000
経常費用計		935,000
当期経常増減額		20,000
III 経常外収益		
1. 固定資産売却益		
		0
経常外収益計		0
IV 経常外費用		
1. 過年度損益修正損		
		0
経常外費用計		0
当期正味財産増減額		20,000
前期繰越正味財産額		65,000
次期繰越正味財産額		85,000